

基本業務委託契約書

当事者：

株式会社 日本日本 テクノロジ

及び

Nippon Design France S.A.S

本契約書は、2005年3月1日付けで、その主たる営業所を〒100-6334 日本国東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸ビルに有する、日本国法に基づき設立され存続する法人である株式会社 日本 テクノロジ（以下、「委託者」という）と、その主たる営業所を 52 Bd De Sebastopol 75003 Paris 3, France に有する、フランス法に基づき設立され存続する法人である Nippon Design France S.A.S（以下、「受託者」という）とにより、またこれらの中で締結される。

背景説明

委託者は、委託者の要求事項にしたがって委託者のためのテクニカル業務及び/又はエンジニアリング業務を提供する業務を、受託者に委任することを望んでおり、また、受託者は、かかる業務の提供を引き受けることを望んでいる。

1. 定義

- 1.1 「委託者」とは、株式会社 日本 テクノロジを、株式会社 日本 テクノロジが直接的又は間接的にその株式の 50%超を支配する子会社を含め、意味するものとする。
- 1.2 「本件製品」とは、委託者が開発及び/又は製造した半導体製品、又は委託者が開発及び/又は製造することのある半導体製品を意味するものとする。
- 1.3 「本件業務」とは、下記(a)項ないし(g)項所定の以下の種類のテクニカル業務及び/又はエンジニアリング業務、又は本契約書の契約期間中、両当事者が、随時、追加することに合意することのあるその他すべての業務を、包括的に又は個別に意味するものとする。
 - (a) 「設計業務」とは、本件業務の開発及び設計に関連する業務とともに、既存の本件製品の評価、改良及び変更を含め、意味するものとする。

- (b) 「システム開発業務」とは、本件製品に関連する本件システムの開発に関する業務を意味するものとする。
 - (c) 「マーケティング業務」とは、委託者の見込み顧客又は特定の顧客に対する研究、調査、評価及び販売促進に関連する業務を意味するものとする。
 - (d) 「顧客サポート業務」とは、委託者の直接的及び間接的な顧客のためのテクニカル業務及び/又はエンジニアリングサポートに関連する業務を意味するものとする。
 - (e) 「テクニカル分析業務」とは、これに限定されないが、**本件製品に関連する業界標準を確立する**ことを含め、製品及び市場動向の分析に関連する業務を意味するものとする。
 - (f) 「IT インフラ管理業務」とは、委託者及び/又は委託者の顧客が使用するための、受託者施設内の施設又は受託者の管理下にあるその他の施設内の IT インフラ環境の、開発、改善、管理及び保守に関連する業務を意味する。
 - (g) 「CAD インフラ管理業務」とは、委託者及び/又は委託者の顧客が使用するための、受託者施設内の施設又は受託者の管理下にあるその他の施設内の CAD インフラ環境の、開発、改善、管理及び保守に関連する業務を意味する。
- 1.4 「本契約書」とは、本基本業務委託契約書、及び下記に定義するすべての本件補足契約書を意味するものとする。
- 1.5 「本件補足契約書」とは、本基本業務委託契約書の期間中、随時、受託者及び委託者のある部門が締結する個別の契約であって、一定のプロジェクトに特有な以下の条件を規定するものを意味する。
- (1) 本件業務の範囲（上記第 1.1 項に定義するとおり）
 - (2) 個別契約書番号
 - (3) プロジェクト名
 - (4) 委託者の部門及び連絡担当者
 - (5) 作業範囲
 - (6) 本件仕様
 - (7) 価格
 - (8) 本件引渡物
 - (9) 引渡日程

- (10) 引渡場所
- (11) 受領基準
- (12) その他の特別な条件

本件補足契約書の見本を別紙 A として本契約書に添付する。

- 1.6 「本件仕様」とは、本契約書を履行する際に、何らかの形式で、委託者が受託者に提供するあらゆる技術情報を意味するものとする。
- 1.7 「本件作業」とは、本契約書に基づき受託者が履行すべきすべての作業を意味するものとする。
- 1.8 「本件引渡物」とは、本件業務に関連して開発、提供及び/又は引き渡すことを要する、すべてのドキュメンテーション、ソフトウェア又はその他のデータ・物件等を意味するものとする。

2. 個別契約の成立

- 2.1 本契約書は、各本件補足契約書に適用され、また本件補足契約書と一体となるものとされる、契約条件を規定する。
- 2.2 各本件補足契約書は、受託者及び委託者から授権された代表者が署名した時に、発効するものとする。
- 2.3 本件補足契約書に規定された契約条件と、本基本業務委託契約書の契約条件との間に抵触が生じた場合には、本件補足契約書の契約条件が優先するものとする。

3. 本件作業の基準

- 3.1 本契約書の契約期間中、受託者は、一般に認められた業界の基準にしたがって、委託者のために本件作業を履行するものとする。
- 3.2 受託者は、委託者により注文された本件業務の一部又はすべてを、第三者に下請させることができる。但し、かかる下請により、当該業務の作業の品質、総費用又は引渡日程に悪影響が及ばないことを条件とする。受託者は、これに限定されないが下記第 9 条に規定する秘密保持義務を遵守することを含め、かかる第三者が本契約書の契約条件を遵守することのみならず、かかる第三者による契約履行につき全責任を負うものとする。

4. 価格及び支払

- 4.1 本件補足契約書に規定される確定した固定価格の支払いを、委託者は、該当する本件補足契約書の規定にしたがい委託者に引き渡された本件引渡物を、委託者が受領した月の最終日から 30 日以内に、請求書を受託者が呈示するのと引き換えに行うものとする。両当事者は、本契約書に基づく支払方法とは異なる取決めに合意することができる。
- 4.2 委託者は、日本において本件引渡物に課される、すべての関税、売上税、使用税又はその他の公課すべてを負担し、支払うものとする。

5. 引渡

- 5.1 本契約書に基づき履行されるすべての作業に関して、履行期は契約の本質的な要素とする。
- 5.2 引渡日程、本件引渡物、場所及び方法は、それぞれの本件補足契約書に規定するものとする。
- 5.3 本件作業は、それぞれの本件補足契約書に規定する日程にしたがい、履行するものとする。受託者が、理由のいかんを問わず、本件補足契約書所定の日程を守ることができないことに気づいた場合には、受託者は、かかる遅滞の理由を書面にて委託者に直ちに通知するものとし、委託者に新しい日程を伝えるものとする。
- 5.4 出荷又は引渡が、不可抗力、受託者の合理的な支配力を超える天災、政府当局の行為、暴動、革命、火災又は戦争の結果として遅滞し、それが受託者の過失の結果によるものではない場合において、また、出荷日又は引渡日が、その結果、当初の出荷日又は引渡日より 14 日を超えて延期された場合には、当事者は、新しい出荷日又は引渡日について交渉するものとする。さらに、かかる遅滞が、2 ヶ月を超えて継続する場合には、委託者は、解約料その他の責任を負うことなく、かかる遅滞の影響を被った本件補足契約書を、未履行の部分について、終了することができる。
- 5.5 本件引渡物の所有権及び危険は、本第 5 条に規定するとおり引渡が行われ次第、委託者に移転するものとする。

6. 知的財産権

- 6.1 委託者は、受託者が本契約書に基づく本件業務を履行するにあたって製作し、発見し、開発し又は着想した知的財産であって、本契約書に基づくすべての本件引渡物に起因する又は関連するものについての、すべての権利、権原及び権益を保有するものとする。委託者は、また、かかる知的財産権の管理及び運用についても、責任を負うものとする。

7. 検査及び受領

- 7.1 委託者は、本件作業が委託者の社内規程及び規則にしたがい **【行われるよう】** 確保するため、本件作業の進捗状況をいつでも検査する権利を有するものとする。
- 7.2 本件引渡物は、書面による別段の合意がない限り、それぞれの本件補足契約書に規定されている受領基準により委託者が行う検査に服するものとする。仮に、かかる検査の結果、本件引渡物又はその何れかの部分が、何らかの点で、該当する本件仕様に適合していないことが明らかになった場合には、委託者は、自らの選択にしたがい、以下のとおり行うことができる。
- (a) 本件引渡物の受領を拒絶すること。かかる場合には、受託者は、受託者の危険及び費用負担で、当該本件引渡物を速やかに補正又は交換するものとする。
 - (b) 委託者による適時の指示又は最善の判断にしたがい、受託者の危険及び費用負担で、本件引渡物を修理し又はその他の方法で本件仕様に適合するようにすること。又は
 - (c) 合理的な値引き価格で、本件引渡物を受領すること。
- 7.3 委託者は、引渡日から 30 日以内に、本件引渡物の受領又は受領拒絶を、書面にて受託者に通知するものとする。上記の期間内に、明示の受領拒絶がなされなかった場合には、本件引渡物は確定的に受領されたとみなされるものとする。

8. 品質保証

- 8.1 受託者は、本契約書に基づき提供される本件業務が、本契約書にしたがい委託者に引き渡された本件引渡物を含め、合理的に過誤及び瑕疵のないものであること、また、本件引渡物が本件仕様に適合していることを、ここに表明し、保

証する。受託者は、委託者が本件引渡物を受領してから1年間の期間は、委託者が受領した後に受託者の本件作業につき発見された、一切の過誤又は瑕疵を補正するよう、業務上合理的な努力を払う。

- 8.2 受託者は、本契約書に基づき受託者が委託者に提供した本件引渡物による権利侵害のクレームを含め、本契約書に基づく本件業務のその履行に関連して、第三者が所有又は管理する特許、商標、実用新案、意匠特許、著作権、回路配置権、営業秘密又はその他の知的財産権を実際に侵害し又は侵害したとの申立に基づく、クレーム又は訴訟に起因し又は関連する、一切の損失、費用、損害又は出費から委託者を免責し、委託者に損害を被らせないものとする。但し、受託者に対しては、かかるクレームもしくは訴訟について委託者に速やかに通知するものとし、またかかるクレームもしくは訴訟の防御及び/又は和解のための訴訟管理権を完全に与えられるものとする。かかる免責義務は、委託者が提供した本件仕様を受託者が遵守したこと又は委託者が本件引渡物を変更もしくは改変したことに、かかる権利侵害がもたらされるものである場合には、適用されないものとする。

9. **秘密情報**

- 9.1 これに限定されないが、本契約書に基づき提供される本件業務に起因し又は関連する本件引渡物を含め、すべての情報及びデータ・物件等のみならず、本件製品に関連して本契約書に基づき委託者が受託者に提供したすべての情報は、委託者の専有情報とみなされるものとする。受託者は、自らの専有情報が不正に使用もしくは開示されないよう防ぐため自ら払っているのと同程度の注意を払って、かかる情報を秘匿し、また、自らが又は本契約書に基づく作業に従事する第三者がかかる情報を不正に使用もしくは開示しないよう、防ぐことに同意する。
- 9.2 本契約書にこれに反する規定がある場合にも、受託者は、以下に該当する情報の開示については、責任を負わないものとする。
- (a) 委託者が開示した時点で受託者が知っていた情報
 - (b) 公知の又は受託者の違法行為によらずして公知となった情報
 - (c) 本契約書所定の制限に違反することなく、第三者から受け取った情報
 - (d) 本契約書に基づき又は委託者との以前の契約に基づき履行された本件作業を参照することなく、受託者が独自に開発した情報
 - (e) 開示及び使用について制限を課すことなく、委託者が第三者に提供した情報

- (f) 委託者の書面による同意をもって開示された情報、又は
- (g) 裁判所又は政府機関の命令により開示が義務づけられた情報。但し、委託者に対し、合理的に前もって、かかる開示が義務を負うことについての情報を提供することを条件とする。

9.3 本第9条における秘密保持義務は、本契約書の満了又は終了にかかわらず、その後も存続するものとする。

10. 準拠法

10.1 本契約書は、国際私法の原則を適用することなく、日本国の法令に準拠するものとし、またこれにしたがい解釈されるものとする。両当事者は、本契約書に起因する又は関連するすべての紛争又は紛議を、両当事者間で友誼的に解決する意図をもって誠実な協議に委ねることに合意する。

10.2 本契約書に起因する又は関連するすべての紛争又は紛議を、不当に遅滞することなく、両当事者間でこれを友誼的に解決することができない場合には、法律で認められている範囲で、日本に所在する裁判所の専属的裁判管轄に服するものとする。

11. 変更

11.1 委託者は、いつでも、受託者に書面による通知を行うことにより、本件補足契約書所定の又は本契約書に関連するその他すべての文書所定の本件仕様に変更を加えることができる。

11.2 かかる変更が、引渡又は委託者が支払うべき金額に影響を与えるものである場合には、受託者は、書面にて直ちに委託者に通知するものとする。かかる通知があり次第、両当事者は調整を行うための交渉を行うものとする。委託者がかかる変更を書面にて通知してから14日以内に、受託者から何らの通知もなかった場合には、受託者は、価格又は引渡の変更なしで、かかる変更を承諾したものとみなされるものとする。

12. 輸出規制

12.1 受託者は、本件引渡物及びその他のデータ・物件等を委託者に輸出するために、フランス共和国から商品及び技術データを他の国々に輸出するにあたり適用

される、本契約書の契約期間中、随時、施行される、あらゆる法律、規制又は命令に基づき必要とされる、すべての輸出免許又はその他の承認を自ら取得し、また、本契約書に基づく作業を履行させるため委任した他の者がこれを取得するよう確保するものとする。

- 12.2 委託者は、ここに、受託者に対して、自らが、フランス共和国の法律、規制又は命令に違反して、受託者から受け取ったいかなる商品、技術データ又は何らかの技術データの直接的製品も、他の国に輸出せず、また、第三者をして輸出させないことを保証する。

13. 契約期間

- 13.1 本契約書は、**頭書の日に**締結されるものとし、下記第 13.2 条の規定にしたがい期前終了されない限り、2 年間の当初期間、有効であり続けるものとする。その後、本契約書は、かかる期間の終了又は委任されたすべての本件業務を受託者による完了の何れか遅い方の時点で、何れかの当事者が他方当事者に対し書面による通知を行わない限り（但し、かかる期間終了の場合には少なくとも六十(60)日前に通知を行うものとする）、さらに 1 年間、自動的に更新されるものとする。

- 13.2 何れの当事者も、他方当事者が以下の事由に該当する場合には、他方当事者に対して書面による通知を行うことにより本契約書を終了することができ、かかる終了は直ちに発効するものとする。

- (a) 本契約書の条件に違反し、かかる違反を治癒又は是正するよう要請する違反をおかしていない当事者からの通知を受け取ってから 60 日以内に、かかる違反を治癒又は補正しなかった場合、
- (b) 自己又は第三者申立により破産し、その債権者への支払いを停止した場合、
- (c) 営業を停止した場合、又は、全部であると一部であるとを問わず、その資産もしくは事業をその債権者のために譲渡する内整理を行い又は行わされた場合、又は
- (d) かかる当事者の事業又は資産のすべて又は大部分を引き継ぎ又は管理するため、保全管理人又は管財人が選任された場合。

本契約書を終了する権利を行使した場合にも、当事者は、法律又は本契約書の何れかに基づき、その他の形式の救済方法又は補償を求めることのできる権利を行使するその権利を制限されないものとする。

- 13.3 委託者は、自己都合により、受託者に対して六十(60)日前の書面による通知を行うことにより、全体である一部であることを問わず本契約書又は何れかの本件補足契約書を、いつでも、終了することができるが、この場合には、受託者は、かかる契約終了前に履行された本件作業の割合に比例する契約価格の割合を最高額とする、合理的な料金を受け取る権限を有するものとする。かかる場合には、受託者は、契約終了前に履行済みで、未引渡しの本件引渡物の部分を、委託者に引き渡すものとする。
- 13.4 本契約書又は何れかの本件補足契約書が終了された場合には、受託者は、以下のものに限定されないが、委託者が提供した作業用文書、説明書、本件仕様、図面、報告書、**データ**、コンピュータプログラムも又はドキュメンテーション及びツールを含む、すべての情報の原本及び複写/複製を、速やかに返却するものとする。

14. **雑則**

- 14.1 本契約書のある違反又は不履行にあたり責問権を放棄した場合にも、これは、その他何れかの又は以後の不履行又は違反にあたって責問権を行使する権利を放棄したものではないものとする。何れかの当事者が、本契約書の契約条件の遵守を求める権利を行使せず又は行使を遅滞した場合も、これは、かかる条件を放棄したものとはみなされないものとする。
- 14.2 受託者は、本契約書もしくは本契約書におけるその権利又は**それら**に基づく金銭債権を、委託者の書面による同意なく譲渡できず、かかる譲渡は無効であるものとする。
- 14.3 本契約書は、本契約書所定の事項に関する両当事者間の了解事項を完全に規定するものである。本契約書に明示に規定されているものを除き、約束、誓約又は約定は存在しない。本契約書のすべての修正又は改定は、両当事者の適式に授權された代表者が署名した書面によらない限り、有効とはならないものとする。

14.4 本契約書に関連するすべての通知は、以下の住所に宛て送るものとする。

(1) 受託者宛ての通知：

Nippon Design France S.A.S
52 Bd De Sebastopol 75003 Paris 3. France.
Attention: Holland, Jean-Marie
Chief Executive Officer

(2) 委託者宛ての通知：

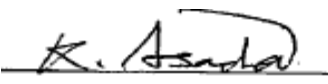
株式会社 日本 テクノロジ
〒100-0004 日本国東京都千代田区
大手町 2-6-2 日本ビル
電話：+81-3-5201-5287 ファックス：+81-3-5201-5289
気付け：資材調達統括部 **チームリーダー**
アサミ キヨシ

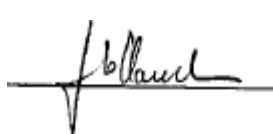
上記の人に変更が生じた場合には、関連当事者は、かかる変更及び通知を受けるために指定された新しい人の氏名を、他方当事者に対し直ちに通知するものとする。

上記の証として、本契約書の両当事者は、**下記の日**に、それぞれの適式に授権した代表者をして、本契約書に署名せしめた。

株式会社 日本 テクノロジ

Nippon Design France S.A.S

署名： 

署名： 

氏名： **アサダ カツユキ**

氏名： Rolland, Jean-Marie

役職： 資材調達統括部 **部長**

役職： 最高経営責任者

日付：

日付：